

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) 株式会社 直江の家

(所 在 地) 島根県出雲市斐川町直江 1231-1

(取組期間) 令和8年1月1日 ~ 令和10年12月31日 (3年以内)



事業所名（サービス種別）

(法人全体で宣言する場合は、宣言対象となる事業所を全て記載してください。)

株式会社直江の家 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 住宅型有料老人ホーム

宣言内容（100字以内）

株式会社直江の家は、従業員の仕事とプライベートとの両立を支援し、従業員の能力を最大限発揮することができるよう職場環境の整備を行っていくことを宣言いたします。

職場のアピールポイント

- 休暇制度(※)の充実を図り、仕事とプライベートの両立を促進しています。
(※)時間単位・半日単位の年次有給休暇／リフレッシュ休暇／誕生日休暇
- 職員の定着を図るため定期的に面談を行い、職員の不安解消や状況確認を行っています。
- 給与等処遇面について昇給時等に面談を行い、職員のモチベーション向上や目標設定を行っています。
- パート職員から正社員へ転換する制度を設け、随時、正社員転換を希望するパート職員に対し試験を実施し、キャリアアップができます。

「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

NO.	項目	宣言基準	チェック
1	関係法令遵守	・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。 ・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	ハラスメント防止	ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	給与体系または給与表の導入	大卒・高卒・中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給・昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	休暇制度・労働時間縮減	休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。 (看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)	<input checked="" type="checkbox"/>
5	福利厚生制度	福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。 (住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)	<input checked="" type="checkbox"/>
6	職員意見の把握	職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	研修体制	サービスの質の向上のための研修を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	採用情報の発信	採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。 (ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)	<input checked="" type="checkbox"/>
9	人材育成の取組	職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。 (外部研修への参加、法人内研修の実施等)	<input checked="" type="checkbox"/>
10	人材育成面談の実施	面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。	<input checked="" type="checkbox"/>

誓約事項

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。